二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市深沢字南川端一の二、二の三、二の五、字南山岸三〇の一、三〇の四、三二の一、三二の三、三二の四、三三の二、三三の三、三四の一、三五から四〇まで、四〇の一、四一の一、四二から四六まで、四二の一、四二の二、四七の一、四八の一、四九、五〇の一、五一から五三まで、五二の子、五四の一、五五の一、五五の二、五六の一、五六の二、五七の一、五九、六一、六二、六三の一、六三の二、六四、六四の一、六四の二、六四の三、六四の子、六四の寅、六五、六五の一、六五の二、六七の一、六七の二、六八の一、六八の二、七〇の一、七一、七二の一、七二の二、七二の三、七二の四、七二の五、字南山岸三〇の一、三〇の四、三二の一、三二の三、三二の四、三三の二、三三の三、三四の一、三五から四〇まで、四〇の一、四一の一、四二から四六まで、四二の一、四二の二、四七の一、四八の一、四九、五〇の一、五一から五三まで、五二の子、五四の一、五五の一、五五の二、五六の一、五六の二、五七の一、五九、六一、六二、六三の一、六三の二、六四、六四の一、六四の二、六四の三、六四の子、六四の寅、六五、六五の一、六五の二、六七の一、六七の二、六八の一、六八の二、七〇の一、七一、七二の一、七二の二、七二の三、七二の四、七二の五、字堂ノ浦一〇二三、一〇二五から一〇二八まで、一〇二六の丑、字イゴ沢一〇三〇の甲、一〇三〇の甲子、一〇三〇の乙、一〇三一から一〇三六まで、一〇三三の子、一〇三五の二、一〇三五の子から一〇三五の卯まで、一〇三六の子、一〇三六の丑、字風平一〇三七から一〇三九まで、一〇三八の子、一〇四〇の一、一〇四〇の子から一〇四〇の辰まで、一〇四一

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字南川端一の二、二の三、二の五、字南山岸三〇の一、三〇の四、三二の一、三二の三、三二の四、三三の二、三三の三、三四の一、三五から四〇まで、四〇の一、四一の一、四二から四六まで、四二の一、四二の二、四七の一、四八の一、四九、五〇の一、五一から五三まで、五二の子、五四の一、五五の一、五五の二、五六の一、五六の二、五七の一、五九、六一、六二、六三の一、六三の二、六四、六四の一、六四の二、六四の三、六四の子、六四の寅、六五、六五の一、六五の二、六七の一、六七の二、六八の一、六八の二、七〇の一、七一、七二の一、七二の二、七二の三、七二の四、七二の五、字堂ノ浦一〇二三、一〇二五から一〇二八まで、一〇二六の丑、字イゴ沢一〇三〇の甲、一〇三〇の甲子、一〇三〇の乙、一〇三一、一〇三三から一〇三六まで、一〇三三の子、一〇三五の二、一〇三五の子から一〇三五の卯まで、一〇三六の子、一〇三六の丑、字風平一〇三七から一〇三九まで、一〇三八の子、一〇四〇の一、一〇四〇の子から一〇四〇の辰まで、一〇四一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町遊子谷三九八四、四〇〇二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
城川町遊子谷三九八四(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市高田字下モ陰地二五四一、二五四二の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下モ陰地二五四一・二五四二の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　静岡県島田市高熊字井戸ノ奥一〇九七、字ブゲン木一一〇一の二、字井戸奥一一〇三、一一一一、一一一二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第九百七十五号

道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条から第十六条までの規定中「同規則第11改訂版補足第10改訂版」を「同規則第11改訂版補足第11改訂版」に改める。

第二十一条第一項中「同規則第4改訂版補足第2改訂版」を「同規則第5改訂版」に改め、「以下この条において同じ。」を削り、同条第二項中「協定規則第10号の技術的な要件に定める基準」を「協定規則第10号の技術的な要件(同規則第5改訂版の規則6.及び7.に限る。)に定める基準」に「同規則第4改訂版補足第2改訂版」を「同規則第5改訂版」に改める。